

様式第1号（第5条関係）

（表）

年 月 日

香川県広域水道企業団企業長 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

鉛製給水管取替工事助成金交付申請書

鉛製給水管の取替工事を実施したいので、助成金を交付されるよう香川県広域水道企業団鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

なお、申請にあたっては水道企業団鉛製給水管取替工事助成金交付要綱を遵守します。

	受付番号	※
給水装置場所	市・郡	町 丁目 番 号 番地
添付書類	給水装置工事施行申請書の写し	
指定給水装置 工事事業者	指定番号 第 号 名 称： 電話番号：	
水栓番号	第 号	
施行申請書 受付番号	年度 第 号	

- ・※欄には記入しないでください。
- ・裏面に要綱（抜粋）を記載しています。

(裏)

香川県広域水道企業団鉛製給水管取替工事助成金交付要綱 (抜粋)

(交付の申請)

- 第5条 申請者は、企業長が別に定める受付期間（以下、「受付期間」という。）内に、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を企業長に提出しなければならない。
- 2 当該申請書提出時の給水装置工事は、施行承認を受け、かつ、<sup>しゅん</sup>竣工検査完了前でなければならない。
- 3 申請書には、企業長の承認を受けた給水装置工事施行申請書の写しを添付しなければならない。
- 4 交付申請に必要な書類の提出については、申請者又は申請者が対象工事の施行を委任した香川県広域水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「委任業者」という。）が行わなければならない。

<sup>しゅん</sup>

(竣工検査の完了期限)

- 第7条 申請者は、受付期間内に対象工事の<sup>しゅん</sup>竣工検査を完了しなければならない。

(出来形管理表等の提出期限)

- 第8条 申請者は、対象工事の<sup>しゅん</sup>竣工検査完了の日から起算して4箇月以内に助成金が算出可能な出来形管理表等（別表に掲げる資料その他企業長が定める資料をいう。以下同じ。）を企業長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による<sup>しゅん</sup>竣工検査完了の日から受付期間の終了日が4箇月に満たない場合は、出来形管理表等を受付期間内に企業長に提出しなければならない。

(申請書の取消し)

- 第9条 企業長は、第7条及び第8条に規定する期限を経過した場合は、当該申請を取り消すことができる。
- 2 企業長は、特別な事情があると認めるときは、前項に定める申請の取消しに際し、相当の期間を設け、文書（様式第2号）により申請者に催促を行うことができる。

(決定の取消し及び助成金の返還)

- 第13条 企業長は、申請者又は代理人が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

別表（第8条関係）

工事写真	土木工事	工程ごとに状況や出来形が分かるように撮影し、工程順に並び替えて提出する。
	配管工事	配管状況、使用材料名、規格、数量を黒板に記入して撮影する。
丈量図	土木工事があるものについて提出する。 掘削、復旧の寸法、埋戻材料を記入する。	
日報の写し	交通誘導員を配置した場合に、配置の状況が確認できるものを提出する。	
竣工図の写し	給水装置工事施行申請書の竣工図の写しを提出する。	